

桑名市職員の公正な職務の執行を確保するために必要な措置に関する要綱

平成17年1月20日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、桑名市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成31年桑名市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する職員の公正な職務の執行を確保するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(不当要求防止責任者)

第2条 不当要求行為（条例第2条第3号に規定する不当要求行為をいう。以下同じ。）に対する取組を推進するため、本庁の各課等及び必要と認める各出先機関等（以下「所属」という。）に、それぞれ不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 前項の責任者には、所属の長（以下「所属長」という。）をもって充てる。

3 責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する責任者として、三重県公安委員会に届け出るものとする。

4 責任者は、所属において次に掲げる事務を担当する。

(1) 所属の職員と協力し、不当要求行為に対する組織的な対応を講ずること。

(2) 不当要求防止責任者講習の内容や不当要求行為に関する情報を当該所属の職員に周知すること。

(3) その他不当要求行為に対する取組の推進に関すること。

(不当要求行為発生時の対応措置)

第3条 職員は、不当要求行為を受け、又は不当要求行為に関する事象を知ったとき、若しくはそのおそれがあるときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、所管する業務に関して不当要求行為が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、組織的な対応その他必要な措置を講ずるものとする。この場合において、所属長は、事態が緊迫していると認めるときは、直ちに庁舎管理担当課又は警察等関係機関に通報するものとする。

3 前項に規定する場合、所属長は、~~不当要求行為発生報告書（別記様式）~~直ちに不当要求行為発生報告書（様式第1号）により、不当要求行為の内容を記録するとともに、桑名市不当要求行為防止対策委員会条例（令和3年桑名市条例第17号）第1条に規定する桑名市不当要求行為防止対策委員会に報告しなければならない。

(一定の公職にある者等からの要望等)

第4条 一定の公職にある者等からの要望等（条例第2条第2号に規定する要望等のうち、特定の者（法人その他の団体を含む。）に対する有利な又は不利な取扱いを求めるものであって、文書によるもの及び不当要求行為に該当するものを除く。次条において同じ。）については、処理の透明性を確保し、市民に対する説明責任を全うする必要性が高いことに鑑み、全てを記録するものとする。

2 前項の一定の公職にある者等とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員、都道府県知事及び市区町村長

(2) 前号に掲げる者であった者

(3) 第1号に掲げる者の秘書、親族及び代理人並びに同号に掲げる者を支援する政治団体の役員等（要望等の記録）

第5条 要望等を受けた職員（条例第2条第1号に規定する職員のうち、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員を除く者をいう。）は、速やかに対応記録票（様式第2号）を作成するとともに所属長に報告するものとする。

2 対応記録票の作成に当たっては、その内容について、要望等を行った一定の公職にある者等が拒否した場合を除き、その確認を求めるものとする。

3 所属長は、対応記録票に処理方針を付した上で、これを市長、副市長及び所管する部局長又は理事に回議することにより報告するものとする。

4 所属長は、前項の回議が完了した後、要望等を行った一定の公職にある者等に対し、速やかに対応記録票の写しの交付その他記録が残る方法で回答するものとする。

5 市長は、報告を受けた要望等のうち、桑名市議会議員によるものについては、桑名市議会議長に報告するものとする。

6 対応記録票は、桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第1号）に基づく開示請求の対象とする。

（その他）

第6条第4条 この訓令に定めるもののほか、職員の公正な職務の執行の確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 桑名市職員に対する暴力行為等の対策に関する要綱（平成16年桑名市訓令第40号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年12月1日から施行する。

年 月 日

(宛先)

不当要求行為防止対策委員会委員長

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

不当要求行為発生報告書

発 生 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで
発 生 場 所	
対 応 者	
相 手 方	住 所 職 業 氏 名 年 齢 連絡先
不当要求行為 等 の 内 容	
対応措置状況	
そ の 他	

対応記録票

受付日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
受付方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面談（場所） <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）
一定の公職にある者等（相手方）	氏名： 肩書： 連絡先： （住所、電話番号、メールアドレス等）
対応職員	所属・職： 氏名：
要望等の内容	（件名： ）
記載内容の相手方への確認	<input type="checkbox"/> 確認拒否 <input type="checkbox"/> 確認済み（確認年月日： 年 月 日） 確認方法： <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他（ ）
処理方針	

※この対応記録票は、桑名市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。